



28 中都計第 1623 号  
平成 28 年 11 月 8 日

中野区都市計画審議会  
会長 矢島 隆 様

中野区長 田中 大輔



中野区都市計画審議会への諮問について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項及び同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、下記の都市計画の案について諮問いたします。

記

- 1 東京都市計画防災街区整備地区計画南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画の変更（中野区決定）

〔理由〕

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、風営法という。）改正に伴い、風俗営業の対象から除外されるものは、地区計画の用途の制限においても対象外とし、引き続き制限の対象として残すものは、風営法第 2 条第 1 項各号の統合や削除に伴う号ずれに合わせ、制限が変わらないように表記を修正するため地区計画を変更する。

- 2 東京都市計画地区計画南台四丁目地区地区計画の変更（中野区決定）

〔理由〕

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、風営法という。）改正に伴い、風俗営業の対象から除外されるものは、地区計画の用途の制限においても対象外とし、引き続き制限の対象として残すものは、風営法第 2 条第 1 項各号の統合や削除に伴う号ずれに合わせ、制限が変わらないように表記を修正するため地区計画を変更する。

- 3 東京都市計画公園第 4・4・3 号中野公園の変更（中野区決定）

〔理由〕

都市計画公園の配置、利用を検討の結果、機能の向上と利用の増進を図るため、変更を行う。

以上